

屋根工事の契約トラブルに 気を付けて！

高齢者を守る

お助け
かわらばん

その3



待って!

埼玉県のマスコット
「さいたまっち」
「コバトン」



- ① 「無料」という言葉に注意! 安易に点検させない!
- ② 慌てて契約しない! 複数社から見積りを取る。
- ③ 訪問販売はクーリング・オフ(契約解除)ができることも!

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口につながります

い や や!
TEL 188

皆さんからの相談情報が悪質事業者への指導、処分にもつながります!

今月の標語

気を付けて!
屋根の工事には
ひそむワナ

契約、悪質商法、製品・食品サービスによる事故等のご相談は (市外局番なし) 188番 にお電話ください

若者の契約トラブルに注意

18歳で成年!

未成年は法で保護されているため、原則、契約の取り消しができますが、
18歳になると未成年者契約取消しはできません!

成人として一人で契約を
結ぶことができます。
親権者の同意は不要です。

契約を結ぶときは、
事前に契約内容を
確認しましょう!

新成人の「経験が浅い
のに高額な契約ができるが
解約は難しい」状況を
悪質事業者は狙っています。

契約や買い物をするときは、
本当に支払いができるのか、
しっかりと考えましょう。

成年だからって
諦めないで!



埼玉県マスコット
「さいたまっち&コパトン」

成年になってもできる契約取消し等があります!

- クーリング・オフの主張や中途解約
- 消費者契約法による契約取消し
- 法律相談

などの解決策があります。

困ったときは…
消費者ホットライン

 **188**

に相談しましょう!